平成２１年（フ）第２３３号
沖縄県うるま市字平良川154番地４　ヤングハイツ301
債務者　首里　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２３４号
青森県五所川原市金木町嘉瀬端山崎163番地１
債務者　今　　直人
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原243番地55
債務者　加藤　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第３３７５号
神奈川県大和市深見西４丁目２番25号
債務者　ルナ　ビクトリア　ポール　マルティン　サラス
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３９２号
神奈川県大和市福田692番地８　ＹＢ・ＴＯＷＮマロン棟Ｄ号
債務者　植木　慎介
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８５号
神奈川県相模原市田名塩田２丁目16番５号ハーモニーパレス101
債務者　石田　貴裕
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５８９号
神奈川県相模原市城山町原宿南２丁目27番地３　ボナールＡ102号
債務者　田口　剛博
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５９６号
神奈川県相模原市横山台２丁目16番１号　サンセール横山台102
債務者　西村　志保
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２１５号
山口県下松市桜町２丁目20番７号、前住所広島県広島市安佐北区上深川町795番地１
債務者　山田　純子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２４０号
山口県周南市築港町10番25―306号
債務者　津森　　泉
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２４３号
山口県周南市野村３丁目１番１号
債務者　兼重　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２５０号
山口県周南市緑町１丁目14番地
債務者　吉岡惠美子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１４７９号
東京都小平市仲町86番地の78シマハイム102号
債務者　池田　愛美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０８号
島根県江津市都野津町2403番地10
債務者　吉田　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１１１号
島根県浜田市片庭町128番地３
債務者　吉田　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部